

令和4(2022)年度第1回みよし市男女共同参画審議会 次第

日時 令和4(2022)年8月1日(月)

午前10時30分から

場所 市役所 3階 研修室1・2・3

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 自己紹介

4 副会長の選出

5 議 題

(1) 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」の改定スケジュール
について(資料No.1)

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について(資料No.2)

6 その他

令和4(2022)年度みよし市男女共同参画審議会 委員名簿

(敬称略)

団体名・役職等	氏名
東海学園大学経営学部教授	田代景子
みよし市区長会代表(明知下行政区区長)	伊藤欽治
みよし市小中学校校長会代表(北中学校校長)	岡本信一郎
みよし市社会教育委員会委員	野口尚子
みよし市民生児童委員協議会副会長	宇賀神光行
連合愛知豊田地域協議会事務局長	湊裕
JAあいち豊田女性部三好支部支部長	久野美知代
みよし商工会女性部副部長	酒井直美
在住外国人(三好丘桜)	宮代カレン
公募委員	岡本和子

	令和4(2022)年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会の開催					● (1)	○ (5)						○
アンケート調査票の 項目検討			→									
アンケート調査実施							→ アンケート調査 (10月)[予定]					
アンケート調査の 集計・分析								→ 集計・分析				
調査報告書(案) 作成										→ 報告書作成		○ (案)
調査報告書印刷・ 製本												○ 公表

	令和5(2023)年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プラン改定調整 委員会の開催			○			○				○		
審議会の開催				○		○				○		
現状分析・整理	→ 現状分析・整理											
施策の体系化、 プラン骨子、 見直しポイント 作成	→ 施策の体系化、プラン骨子、 見直しポイント作成											
計画案の作成				→ 次期プラン原案					→ 次期プラン最終 原稿案の作成			
計画案の修正							→ 原案の修正				→ 最終案の 修正	
次期プラン・概要版 の製本、配布											→ ○ 次期プラン・ 概要版	
パブリックコメント 実施								→ パブリックコメント (11月)[予定]				製本、配布
パブリックコメント の整理、回答作成									→ パブリックコメント 整理、回答作成		○ 結果の公表	

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束すると宣誓し、その宣誓書を受理したことを証明するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。お二人のほか、家族として暮らしている子どもなどがいる場合、その子どもを含む家族の関係性を届出していただくことで、宣誓受理の証明に加えていきます。

この制度では、婚姻制度とは異なり、法律上の効果（相続、税金の控除等）は生じませんが、市の施策の推進にあたり、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、多様な性を認める社会の実現に向けて、市民、事業者及び団体への情報提供に努めていきます。

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について（案）

(1) 制度の概要

双方又はいずれか一方が性的マイノリティの方が、宣誓書を提出した場合、宣誓書受理証明書等の交付（①）をします。また、宣誓書提出時に既に公正証書等を交わしている場合や日常生活に必要なサービスを受ける為に公正証書等を交わす必要がある場合で、公正証書等に係る受理証明書を希望する場合には①に加えて、公正証書等受理証明書の交付（②）をします。なお、②の申請は、①の交付後に別に申請することも可能です。そして、通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類の提示により、通称名を受理証明書等に記載することとしています。

①宣誓書受理証明書、宣誓書受理証明カードの交付

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、2人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束し、宣誓書を市に提出した場合、その宣誓書を受理したことを証明する受理証明書（紙及びカード）を交付します。パートナーシップの宣誓において、双方又は一方の未成年の子を始めとした近親者をファミリーシップの関係にある者として宣誓する場合も受理証明書（紙及びカード）の特記事項に記載していきます。

②公正証書等受理証明書の交付

当事者双方が他方当事者に対して有する権利・義務を規定した当事者間の法律行為その他の私法上の権利に関する事項について作成した文書を公証人が公的に証明する公正証書などを作成しており、その公正証書などを証明書交付申請書と一緒に提出した場合には、公正証書等受理証明書を交付します。

(2) 宣誓要件

- ①双方が成年（満18歳以上であること）に達していること
- ②双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入予定であること
- ③双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）がいないこと
- ④双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと
- ⑤双方が近親者（民法で規定する婚姻することができない関係にある）でないこと
〔ただし、養子縁組をしている・養子縁組をしていた場合は除きます〕
- ⑥ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする者は、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること

(3) 受理証明書等の返還

- ①双方の意思又は一方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき
- ②証明書等の交付を受けた者の一方が死亡したとき。ただし、ファミリーシップ対象者がいる場合はこの限りではない。

③宣誓要件の②から④までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

④宣誓書を提出した時点において、受理証明書等の交付を受けた者のいずれか又は双方が宣誓要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 制度開始予定日

令和4年10月1日：制度開始予定

3 パートナーシップ・ファミリーシップ制度の愛知県内自治体の導入状況（現在10市）

- (1) パートナーシップ制度：西尾市、豊明市、豊橋市、蒲郡市、新城市、高浜市、田原市
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ制度：豊田市、岡崎市、春日井市

4 制度導入に伴い、提供できる行政サービス（予定）

取組み名	内容	担当課	同制度導入済自治体における実施状況
要介護認定申請	要介護認定の代行申請	長寿介護課	岡崎市
保育所等の利用	入園申込み、送迎、保育料の算定等	子育て支援課	豊田市（送迎のみ）
母子健康手帳の交付	妊婦が来所できない場合、配偶者と同様に代理申請できる。	健康推進課	春日井市
市民病院での入院面会・診療説明	パートナーシップ・ファミリーシップにある者に対する入院面会・診療説明	市民病院	岡崎市
市営住宅の入居、同居、承継【条例等の改正が必要】	市営住宅の入居申請等	都市計画課	西尾市、豊橋市、豊田市、蒲郡市、岡崎市、新城市、高浜市、田原市、春日井市

5 関係団体からの意見

性的マイノリティの方の人権に関する事業を展開するNPO法人に対し、本案での制度導入について意見を聞いたところ、下記の点について評価をいただき、本制度を広く周知し、市全体で性的マイノリティの存在について認め、地域の一員として受け入れる環境づくりに努めてもらいたいとの意見をいただきました。

- ・制度導入後の実績の有無で評価するのではなく、本制度を自治体が導入することにより、性的マイノリティ当事者の精神的安定及び社会的承認の向上が図られていることが大変重要である。
- ・本市が性の多様性を認めることを意思表示することで、性的マイノリティ当事者自身がみよし市に住んで良かったと感じるとともに、市全体での性的マイノリティの当事者に対する理解が進むきっかけとなる。

みよし市イクボス宣言について

みよし市は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、全ての職員が希望通りに働き、また、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境整備をすることにより、仕事と生活の両立が図られるよう取り組んできました。

これらの施策実施に加え、市長、副市長、教育長の特別職及び管理職一人一人が、全ての職員の多様な生き方に理解と配慮を示し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて主体的に取り組み、安心して働き続けられる環境づくりをより一層進めていくため、また、その取り組みを市全体で推進するため、イクボス宣言を実施します。

1 イクボス宣言とは

「イクボス」とは、職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指します。

「イクボス宣言」とは、管理職自ら「イクボスを目指していくこと」を宣言することを指します。

2 みよし市イクボス宣言の実施内容

- (1) 市長、副市長、教育長、管理職がイクボス宣言を実施します。
- (2) 今後、市内事業者へ市の取り組みの周知啓発及びイクボス宣言の実施提案などを進めていきます。

3 実施スケジュール（予定）

令和4（2022）年11月	管理職対象のイクボス研修
令和4（2022）年11月	イクボス宣言
令和5（2023）年度	市内事業所向けイクボス講演会 共同宣言の実施（予定）